

大阪府庁舎本館売店運営事業者募集要項

1 目的

大阪府庁舎本館において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく行政財産の使用許可により、職員の福利厚生及び来庁者の利便性向上を目的とした売店運営事業者（以下「運営事業者」という。）を以下のとおり募集します。

2 設置の概要

- (1) 所在地及び場所（別添「付近見取図・配置図」参照）

大阪府大阪府中央区大手前二丁目 1 番 22 号

大阪府庁舎 本館 1 階

- (2) 使用面積

63.64 m²

3 応募資格要件

応募者は、次の要件をすべて満たす法人とします。

- (1) 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会の正会員であるコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）運営会社（チェーン本部）であること。なお、個人事業者又はフランチャイズ契約その他これに類する契約における加盟者は応募できないものとする。ただし、応募者が本施設に係る運営上及び契約上の一切の責任を負うことを前提として、応募者が締結するフランチャイズ契約その他これに類する契約に基づき、第三者に売店運営を行わせることができる。この場合においても、売店運営に関する一切の責任は応募者が負うものとする。

- (2) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者（①から⑧までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後 2 年を経過した者を含む。）であること。

- ① 大阪府（以下「府」という。）との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が府と契約を締結すること又は府との契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定により府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて府との契約を履行しなかった者
- ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- ⑦ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く)、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く)、金融

機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑧ 公募開始の日から審査結果を通知する日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けている者

- (3) 事業を行う上での必要な法的資格を有するもので、日本国内に営業所又は事務所を有していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 府税に係る徴収金を完納していること、かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

4 許可条件等

(1) 許可期間

使用許可開始日から令和9年3月31日（準備期間を含む）

ア 令和9年4月1日以降、継続して使用しようとする場合は、当初、府が設定した公募条件を変更しないことを条件として1年ごとに申請を行うことにより、最長、令和13年3月31日までの間、使用許可を受けることができます。

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して、支障がないと府が判断した場合に限ります。

また、使用許可を受けた者は許可された用途に供するものとし、使用許可の更新を希望しない場合又は使用許可期間中に使用を中止する場合は、使用許可期間満了日又は使用中止日の3か月前までに、書面により意思表示をしてください。

イ 運営事業者決定後から使用許可開始日までの間に使用を辞退し、若しくは運営事業者の決定が取り消された場合、又は使用許可期間中に自己都合により使用許可が取消しとなった場合は、次の公募に応募することができません。

(2) 行政財産使用料

「大阪府庁舎本館売店運営に係る仕様書（以下「仕様書」という。）」の「1 使用許可物件①」に記載の府が設定する最低使用料以上で申込みのあった者のうち、価格提案のあった最高の応募価格（税抜き）をもって年額使用料（税抜き）とします。

ア 年額使用料

使用料は、運営事業者として決定した者が提示した応募価格（税抜額）に、消費税及び地方消費税相当額として100分の110を乗じて得た額（10円未満切捨て）を年額使用料とします。

なお、商品保管用冷蔵庫区画（仕様書「1 使用許可物件②」）、空調調和機、冷蔵庫・冷凍庫用屋外機区画（仕様書「1 使用許可物件③」）を使用する場合は、使用面積に応じて別途使用料を徴収します。

イ 使用料の減額

使用料については、「行政財産使用料減免申請書」を府に提出し、府から「行政財産使用料減免決定」を受けることにより、応募価格（税抜き）の2分の1を減額します。

この場合における減額の計算は、アの使用料計算において、消費税及び地方消費税相当額として100分の110を乗じる前の額に対して2分の1を乗じて得た額（100円未満切捨て）を減額し、減額後の額に対して消費税及び地方消費税相当額として100分の110を乗じて得た額（10円未満切捨て）とします。

ウ 使用期間が1年に満たない場合

使用期間が1年に満たない場合の使用料の額の基準は、上記によって算出した額を日割りによって計算した額とします。

エ 使用料の納入

年額使用料は、年度ごとに府の発する納入通知書により、使用開始前又は許可年度開始前の府が指定する期限までに、当該年度分を全額納入してください。

(3) 経費負担区分

売店の設置に要する工事費、使用した光熱水費、通信費、廃棄物処理費その他運営に係る一切の費用は事業者が負担することを原則とします。また、運営に係る府からの金銭的な補助等はいりません。

光熱水費は、各月の使用料に相当する額を府が計算して毎月請求します。

5 現地確認

(1) 受付方法

現地確認を希望する場合は、「11 その他 (2)問合先」まで電話でご連絡ください。

(2) 現地確認可能日時

令和8年8月24日（月）から8月28日（金）

各日午前10時から11時又は午後1時から5時の間で調整

(3) 留意事項

ア 現地確認の時間は約1時間です。

イ 現地へは、公共交通機関をご利用の上お越しください。

ウ 対象室内のみ、写真撮影を可とします。

エ 当日の質問にはお答えできませんので、その旨ご了承ください。

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和8年9月4日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

ア 質問書（府所定様式）

提出先：choshakanri-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

イ 送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

ウ 質問への回答は庁舎管理課ホームページに掲載（9月9日（水）予定）し、個別には回答しません。

7 応募手続

運営事業者の応募手続等は、次のとおりです。

(1) 応募書類の受付

ア 受付期間

令和8年8月19日（水）から令和8年9月28日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時30分から午後5時まで）

イ 応募受付及び送付場所

大阪府総務部庁舎室庁舎管理課庁舎管理グループ

住 所：大阪市中央区大手前3丁目2番12号

電話番号：06-6944-6079（直通）

ウ 提出方法

直接持参又は郵送により送付してください。電話、FAX、電子メールによる受付は行いません。

エ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 提出書類

ア 応募申込書（府所定様式）

※ 別途封筒に入れて糊付するものとし、封筒の表に「応募申込書在中」と記載してください。

イ 販売予定品目（府所定様式）

ウ 誓約書（府所定様式）

エ 会社概要等（会社パンフレット等営業実態が判断できるもの）

オ レイアウト図（任意様式）

売店内並びに仕様書に定める商品保管用冷蔵庫区画及び空気調和機、冷蔵庫・冷凍庫用屋外機区画における主要設備、機器、冷蔵庫、什器、陳列棚等の配置を記載したもの

8 運営事業者の決定

(1) 応募申込書の審査

応募書類の審査を行い、令和8年9月29日（火）午前11時に、応募申込書審査事務に関係のない府職員の立会いのもと、応募申込書審査を行います。

(2) 運営事業者の決定

運営事業者の決定は、府が設定する最低使用料以上で、最高の応募価格で申込みを行った者としてします。

なお、最高の応募価格で申込みを行った者が、募集条件等を満たしていないことが判明した場合等は、その者は失格となり、次位応募価格申込者（次位者が2者以上ある場合は、くじにより決定します。）を運営事業者とし、次位応募価格申込者が同様に募集条件等を満たしていないことが判明した場合は、以下同様とします。

(3) くじによる運営事業者の決定

最高の応募価格での申込みが2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより決定します。

(4) 運営事業者の公表等

運営事業者を決定したときは、全ての応募者に決定金額及び運営事業者名を通知するとともに、大阪府ホームページに決定金額及び運営事業者を掲載します。

9 使用許可申請手続

運営事業者に決定した者は、令和8年10月9日（金）までに、行政財産使用許可申請書等を提出してください。併せて、「3 応募資格要件（6）」に記載する税の納付の証明として、府税事務所の発行する全税目の納税証明書（「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（いずれも発行日から3か月以内のものに限る。）を提出してください。

《行政財産使用許可申請提出書類》 ※提出部数は各1通

- ア 行政財産使用許可申請書（府指定様式）
- イ 図面
- ウ 各種納税証明書
- エ 大阪府暴力団排除条例に関する書類（府指定様式）
- オ 3-（3）にかかる許可書等の写し
- カ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）
法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書

10 運営事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、運営事業者としての決定を取り消します。

- （1）正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手続に応じなかった場合
- （2）運営事業者が応募者の資格を失った場合

11 その他

- （1）使用許可の手続きに関する一切の費用については、運営事業者の負担となります。
- （2）問合せ先

大阪府総務部庁舎室庁舎管理課庁舎管理グループ 担当 鈴木、松園
大阪府中央区大手前3丁目2番12号
電話 06-6944-6079（直通）